

Title	Walter Greiff, Die neuen Methoden der Handelspolitik, 1934
Sub Title	
Author	岩田, 仞
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.4 (1935. 4) ,p.599(125)- 602(128)
JaLC DOI	10.14991/001.19350401-0125
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350401-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Walter Greiff, Die neuen Methoden der
Handelspolitik. 1934.

岩 田 仞

世界經濟恐慌の深刻化に伴ふ國際經濟關係の混亂渦中にあつて、各國の貿易政策は複雑多岐となり、その歸趨は察知し得べくもない。本書は此の最近各國貿易政策の實情並びに傾向を取扱つたものである。

戦後の世界貿易政策を支配した原則は、商品の自由交易を目標とする最惠國主義であつた。少くも一九二九年の恐慌勃發に至る迄の通商條約は大部分此の原則に基いて成立した。然るに恐慌の激化、貿易の減退、世界經濟の解體に伴ひ最惠國條款を基礎とする國際協調主義的貿易政策の崩壞は避け難き事實となつた。「從來の貿易政策を支配した最惠國條款の組織は漸次破壊されて、割當制度或ひは爲替管理の如き例外的様式が増加し、遂には決定的意義を有するに至つた。最惠國條款は依然保持されては居るが、今日に於ては多くの場合單に形式的效力を有するに過ぎず、…屢々公然たる廢棄が企てられ、然もそれに對する抗議が殆ど見られない状態である。」かゝる最惠國條款の修正放棄がなされると共に、互惠條約が之に代り、互惠主義の原則は更に特惠主義の原則に迄進展した。最惠國主義(Meitbegünstigung)——互惠主義(Reziprozität)——特惠主義(Präferenz)と云ふ通商條約原則の推移は、

云ふ迄もなく世界經濟が幾多のブロックに解體しつゝある傾向を意味して居る。(一一八頁)
恐慌の激化と共に貿易政策上の國民主義的傾向は顯著となり、「自國の輸出を可及的に確保し、輸入は之を自主的に制限せんとする有らゆる努力が拂はれ、各國に強力な國家干渉制度が發達した。従つて最近の貿易政策上重要な意義を有するものは、輸入禁止及び抑壓と輸出促進の手段とである。」(九一—三頁)
貿易政策はその手段よりして價格統制(Preiskontrolle)と數量統制(Mengenkontrolle)とに大別出来る。而して、

「恐慌の進展と共に貿易政策上價格統制の重要性は漸次失はれ、數量統制の背後に退き去りつゝある。先づ一九三〇年以降關稅政策が保護貿易手段としての支配的地位を失つた。勿論關稅は貿易政策の手段として全く見棄て去られたのではない。其の適用は増加しつゝあるにも拘らず、他の政策の影に引退してしまつた。」(一三一—一五頁)
價格統制に代つて貿易政策の前面に現はれたのは即ち數量統制である。貿易統制上前者が單に間接的效果を持つに過ぎず、後者が直接的効果を齎す以上、國家干渉政策の強化と共に各國の貿易政策が價格統制より數量統制へと轉換しつゝあるのは當然の歸結である。然らば數量統制として如何なる具體的手段がとられるに至つたか。その説

明が本書の過半を占めて居る。(1)禁止及び許可制度(Verbot und Bewilligung)——禁止制度は戦後の物資欠乏時代に輸出貿易政策として支配的役割を演じたのであるが、恐慌の勃發と共に輸入貿易政策上重要な手段となるに至つた。輸入禁止制度は通常許可制度と結合して行はれ、許可制度は此の禁止された商品を許可する場合と、輸入割當の爲めに行はれる場合とある。(2)獨占(Monopolisierung)——外國貿易の獨占は許可制度の改良された一つの形態であり、國家が直接之を行ふ場合と民間に委任される場合とあり、主として問題となるのは國家の輸入獨占である。(3)割當制度(Kontingenterierung)——割當制度も大戦中及びその直後輸出制限の手段として意義を有して居た

が、恐慌の進展と共に貿易政策上益々重要性を帯びるに至つた。その主要なるものは關稅割當制度であり、輸入品一定量に輕減された關稅率を適用するか又は全く關稅上の自由を與へる。その割當の制定は、或ひは自主的に定められ、或ひは條約上認められ、後者は國家間の協定、異國産業間の協定、カルテル間の契約等に依つて行はれる。關稅割當以外に外國爲替の割當に依つてもかなりの輸入割當が可能である。(4)使用強制(Verwendungszwang)——(恐慌勃發以來、數量統制の一手段として國內生産物の使用を強制する使用強制なる手段が行はれるに至つた。之が徹底的になされた場合には、外國品の使用をなす前に國內全生産高の使用が強制される。かゝる程度に迄行はれないとしても、外國品に對して國內品を優遇する爲めに或る強制を加へない國は殆んどない。) (5)信用及び資本政策上の手段(Kredit- und kapital politische Massnahmen)——(國際間の商品交易の前提は信用である。近時の信用恐慌は信用の側より外國貿易に最も苦痛な影響を齎した。國際經濟關係の不安に基く信用破壊、資本の流動と共に國家は外國貿易の爲めに信用授與者の役を引受けねばならなくなつた。) (6)爲替統制(Devisenkontrolle)——(爲替統制も亦戦時及び戦後行はれたが一九二五年には殆んど見られなくなつた。然るに一九三一年の信用恐慌は多くの國をして再び爲替統制を實施せしむるに至つた。而して爲替統制は爲替相場の安定化と爲替割當とを目標とする。) (7)爲替清算制度及び財貨清算制度(Clearing und Kompensation)——(爲替管理の實施と共に各國の爲替管理組織間の均衡、輸出貿易の促進と云ふ見地から種々工作を必要とするに至つた。各國爲替政策の一般の問題及び爲替取引の整調に關する條約(爲替條約)が締結され、又清算制度が重要性を有するに至つた。清算制度には爲替清算制度と財貨清算制度とがある。)(一五—四八頁)

前述せる如く最近の各國貿易政策の重點は、輸入の抑壓と共に輸出の維持促進の上に置かれて居る。輸出貿易に

對しては種々なる形態に依る直接間接の保護助成がなされる。併しかゝる手段に依つては期待した效果は齎されず、反つて繼續的な生産過剰の爲めに著しい利益減退を見る。此處に於て單なる保護助成の手段以外に生産又は販路の統制と云ふ手段がとられるに至つた。就中生産及び輸出制限の爲めの國內並びに國際カルテルの協定は重要である。更に輸出促進の第三の手段として、他國の割當管理に依る輸出妨害を征服する種々なる手段がとられる。(四九―五八頁)

以上の如き最近に於ける多種多様な貿易政策は云ふ迄も無く世界經濟の未曾有の危機を如實に物語つて居る。然らば今後の世界經濟並びに各國貿易政策の動向は如何。著者は戦後の世界經濟恐慌は戰敗國の政治上の權利剝奪、賠償金問題に依つて最も強く影響されたと主張する。従つて、「今後の世界貿易政策にとつて歐州の政治情勢の決定的清算が残されて居る。」と結論して居る。(五八―六〇頁)

本書の内容は大體右の如くである。讀者は本書に依つて貿易政策の最近の趨勢を一應理解する事が出来る。殊に最近に於ける通商條約、價格統制、數量統制、輸出促進策等に關する各國の具體的施設の紹介は詳細に互つて居り、従つて各國貿易政策の現状を知らんとする者にとつては好適の資料である。併し一步進んで之等貿易政策の動向を規定する政治的、社會的、經濟的基礎を読みとらんとする讀者の期待は充されないのであらう。

(一〇三―一四)

古版經濟書解題

サー・シードア・ジャンセン著一千七百十三年版『特に大不列顛

及び佛蘭西間の通商に適用せられたる貿易の一般準則』

高橋誠一郎

吾人は拙著『重商主義經濟學說研究』中に於いて、一千七百十三年より同十四年に互り、ウトレヒト平和條約に附帶せる通商條約の第八條及び第九條を繞つて闘はされた一般貿易平衡論者と特殊貿易平衡論者との論戰に就いて述ぶる所があつた。(同書一四七―九頁参照)。斯くの如き論争の因と爲つた條項は(一)アン女王及び佛國王の全臣民は最惠國民として同一なる通商上の特權を享有す可きこと、(二)英國側に於いては、佛國貨物に對する關稅は、如何なる他國の其れに對する關稅よりも大なる可らず、又、一千六百六十四年以後に於いて通過せしめられたる一切の禁止的法規は撤回せらる可きこと、(三)佛國側に於いては、英國品は一千六百六十四年の關稅率に従つて課稅せらる可く、而して該關稅率に反する一切の法規は廢止せらる可きことを規定せるものであつた。是れ等の條項中に含蓄せられたる貿易の自由への接近は商業階級の反對を喚起した。而して彼のダニエル・デフォーが一千七百十三年五月二十六日以後、一週三回 Mercator, or Commerce Revived. を刊行して、政府の通商政策を援護し、佛國